

2022(令和4)年度に講じようとする施策事業一覧

○:2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」に寄与するもの
◎:2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」に特に寄与するもの

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築											
1-1	気候危機の認識共有の促進	継続	あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。	気候危機であることを府民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一体となって行動していくための意識改革の取組を推進します。 具体的には、府民・事業者・行政が連携協力して気候変動対策を推進する体制づくりやおおさかゼロカーボンシティ連絡会の開催など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組みの検討・推進を図ります。	13	・おおさかゼロカーボンシティ連絡会 ・会議の開催回数 3回	○			◎	
1-2	おおさかスマートエネルギー協議会	継続	おおさかスマートエネルギープラン(2021年3月策定)に基づき、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上等に向けた取組を推進すること。	エネルギー基本計画の改定など関係者共通の大きな課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、個別具体的な課題について議論する部門別会議を開催します。	7 13 14	・会議の開催回数 10回	○		◎	○	
1-3	地域温暖化防止活動推進員機能強化事業	新規	地球温暖化防止活動推進員の主体的な地域での啓発活動の推進するとともに、環境に関心の低い府民に対しても効果的な啓発を実施できるよう、情報伝達の場や手段を活用できる人材を獲得、育成すること。	(1)「職域別スペシャリスト啓発人材育成研修」 ライフスタイルの変革に寄与する事業活動分野(エネルギー小売、住宅、自動車、家電、金融商品、衣・食に係る消費・廃棄)において、府民と接する営業担当者等に温暖化対策に係る正しい知識を習得してもらい、事業活動等において府民(消費者)に温暖化対策の適切な説明を行える人材を獲得・育成します。 (2)「オンラインコミュニティ形成能力向上研修」 感染症等も背景に活用が広がっているオンラインでの情報発信(SNS等)を活用して、温暖化対策の様々な取組みに賛同する人のオンラインコミュニティを形成し、自発的な交流や活動を促進できる人材を獲得・育成します。	4 6 7 11 12 13 14 15 17	・(1)養成講座の開催 3事業分野×2回 ・(2)養成講座の開催 2回	○	◎		○	
1-4	脱炭素化に向けた消費行動促進事業	新規	府民等に対して、身近な食品分野での脱炭素化に向けた消費行動を促すため、カーボンフットプリント(CFP)等を活用した大阪版普及啓発手法の確立・定着を図ること。	大阪産(もん)や有機農産物の普及取組とも連携し、CFP等を活用した大阪版普及啓発手法の確立を行います。また、同手法により、地元産品等へのラベリングを行い、食品関連事業者等と連携して普及啓発を実施します。	12 13	・有識者検討会議 3回 ・ラベリング表示の試行実施 大阪産(もん)などの農水産物等10品目	○	◎	○	◎	
1-5	環境配慮消費行動促進インセンティブ調査検討事業	新規	府民の日常的な消費行動を脱炭素に向けた環境配慮型に変革していくこと。	環境に配慮した消費行動を促進するためのインセンティブ手法として、環境負荷の低い消費行動にポイントを付与する制度のあり方について関係事業者等を交えた検討を行うとともに効果検証等を実施します。	7 11 12 13 14 15	・効果検証を行う事業者の選定とポイント付与の試行 ・制度のあり方を検討するプラットフォームの設立・運営	○	◎	○	◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-6	府庁の率先行動	継続	府自らの事務・事業により発生する温室効果ガスの排出削減と省エネを推進すること。	「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン(2021年3月改定)」に基づき、府庁の事務事業により排出される温室効果ガス排出量を2030年度に45%削減(2013年度比)する目標の達成に向けて、環境マネジメントシステムの運用により、省エネ・創エネのさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、エネルギー効率を意識した働き方の推進などに率先して取り組み、府民、事業者の取組みをけん引します。	7 12 13	・エネルギー消費量 前年度比1%削減 ・温室効果ガス排出量 前年度比3.2%削減	○	◎	◎	◎	○
1-7	府有施設における再生可能エネルギー電気の調達	継続	2050年までに府域における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、地域のモデルとなるよう率先して排出削減に取り組むため、府有施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%電気に切り替えること。	府有施設の温室効果ガス排出量の約52%は電気の使用によるものです。電気を再生可能エネルギー100%に切替えることで温室効果ガス排出量の削減が可能であることから、2022年度は大手前庁舎に加えて環境農林水産部3施設で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行います。	7 12 13	・大手前庁舎(本館、別館及び大阪府公館、分館6号館等7施設) ・環境農林水産部3施設(家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、滝畑ダム) 上記の庁舎・施設で使用する年間の電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行うことにより、約2,100t-CO2の温室効果ガス排出量を削減	○	○	◎	○	
1-8	ESCO事業の推進	継続	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広大な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。	「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定、2020年3月改正)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図ります。ESCO事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進します。また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間建築物へもESCO事業の普及促進を図ります。	7 9 11 12 13 17	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2021年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(警察本部本庁舎) ・大阪府市町村ESCO会議の開催 1回程度	○	○	○	○	
1-9	ZEHの普及促進	継続	住宅における省エネ・再エネの推進のため、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を図ること。	環境面だけでなく、健康や快適性及び防災面の向上などのZEHの多面的メリットを広く啓発するため、住宅展示場でのZEHリーフレットの配布やハウスメーカー等と連携したZEH宿泊体験事業等を実施します。	7 13 14	・ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナー等の実施 ・ZEHの宿泊体験のできる場の創出など	○	◎		○	
1-10	温暖化防止条例に基づく事業者の取組みの促進	一部新規	エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)の温室効果ガスの排出の抑制等を促進すること。また、あらゆる事業者による脱炭素化に向けた自律的な取組を促すこと。	特定事業者(約800事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行います。また、令和4年3月(予定)の温暖化防止条例の改正(名称を「気候変動対策推進条例」に改正予定)に伴い、あらゆる規模の事業者による対策状況の把握及び計画的な取組を促進するため、温暖化対策指針の作成や届出制度を活用して地域金融機関等と連携する仕組みの検討を行います。新制度については、事業者向け説明会等により、広く周知を行います。また、他の模範となる特に優れた取組を行った事業者を「おおさか気候変動対策賞」として表彰します。	7 9 11 13 14	計画推進に係る事業者説明会 3回	○	◎	◎	◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-11	建築物の環境配慮制度の推進	一部新規	建築主等による建築物の環境配慮に関する取組みを促進すること。	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築等しようとする者に対し、CO2削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示を求めると共に、2018年度からは2,000㎡以上の建築物(非住宅)及び10,000㎡以上で高さ60m超の住宅の新築等をする場合の省エネ基準への適合並びに全ての特定建築物について工事現場へのラベルの表示を義務付けており、これらについて、必要な指導・助言を行います。また、府域における建築物のエネルギーの使用抑制に対する建築主の理解を促進するため、建築士が建築主への情報提供を行う努力義務規定を条例に追加し、併せて、建築主が建築士に対して同様の説明を求める旨の努力義務についても、条例に規定する「建築物環境配慮指針」に追加する予定です。さらに、特に優れた建築物の環境配慮の取組みを行った建築主や設計者を府と大阪市で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催します。	6 7 9 11 12 13 14 15	・「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 2施設4回程度	○	○	○	○	
1-12	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	継続	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消や府域外からの広域的な再生可能エネルギーの調達による新たなエネルギー社会の構築をめざすこと。	大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施します。	7 13 14	・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 200件 ・省エネセミナーの開催・講演 20回	○	◎	○	○	
1-13	環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業	継続	気候変動・海洋プラスチック問題の解決に向け、長期目標達成に資する環境技術のシーズ及びニーズ情報を調査し、府民や事業者への普及・啓発を行うことにより、各主体の行動を促進すること。	脱炭素技術と海洋プラスチック対策技術の分野において、府内の状況に応じた普及の取組みが必要と考えられる環境先進技術シーズについて、地域の企業や研究開発者等による産学官タスクフォースを新たに設置し、2050年までの府域での普及シナリオや促進・課題解決手法、将来事業構想や海外ニーズ情報を踏まえた万博での発信方法などを検討します。また、地域普及シナリオなどの検討結果をシンポジウムや啓発冊子等により府民に広く周知します。	4 6,7 8,9 11,12 13,14 15,17	・環境先進技術の普及シナリオ及び将来事業構想の策定 2分野×3技術以上 ・シンポジウム(100人以上の規模)の開催 1回	◎	○	◎	○	
1-14	カーボンニュートラル技術開発・実証事業	新規	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指す事業者を支援する補助制度を創設し、万博での披露、そして万博で披露した最先端技術の社会実装に向けた動きにつなげ、大阪のさらなる成長と次世代グリーンビジネスとして展開・拡大していくこと。	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指す、試作設計や開発・実証を行う事業者に対し、必要な経費の一部を補助する。	7 9 11 13 17	・採択企業毎に1回以上/年のフォロー	○		○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-15	温暖化の防止等に関する条例に基づく再生可能エネルギーの供給拡大に関する制度の創設	新規	府域における再生可能エネルギーの供給(販売)を拡大するとともに、需要家による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進すること。	令和4年3月(予定)の温暖化防止条例の改正(改正に伴う名称変更について検討中)に伴い、府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電気に係る排出係数の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・目標等を記載する対策計画書・実績報告書の提出を義務付ける制度について、新たな指針の作成等について検討を行います。 新制度については、小売電気事業者向け説明会等により、広く周知を行います。	7 9 11 13 14	新制度に関する小売電気事業者向け説明会 1回	○	◎	◎	◎	
1-16	太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業	継続	「設置費用の低減」「手続きの簡素化」「施工業者の信頼性の確保」などにより、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大をめざすこと。	府と協定を締結した支援事業者が、府域全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減とその設置までをサポートすることにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図ります。	7 13 14	・太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 3,000世帯	○	◎	○	○	
1-17	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	継続	多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図ること。	・「H2Osakaビジョン(2015年度策定)」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組みを推進します。 ・H2Osakaビジョン推進会議における「2025年大阪・関西万博における水素利活用策プロジェクト」提案について、関係機関等と連携し、その具体化に向けた取組みを推進します。	7 9 11 13 17	・水素需要拡大に関する研究会等の開催 11回 ・燃料電池バス実車運行情報の共有	○		○	○	
1-18	エネルギー産業創出促進事業	継続	大阪・関西の電池関連産業(蓄電池、水素・燃料電池等)のポテンシャルを活かし、技術力ある府内中小企業等による研究開発や実証実験などの取組みを支援することにより、エネルギー関連の先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪発の新たな事業創出を促進すること。 加えて、エネルギー産業の進展と密接な関わりを持つAI、IoT、ロボットなど第4次産業革命関連ビジネスについても、実証実験の実施を支援することを通じ、商品化・実用化に向けた課題解決や検証等を後押しし、事業化に向けた精度を高め、エネルギー関連及びAI・IoT関連ビジネス等における大阪企業のビジネスチャンスにつなげること。	・府内企業に対する開発支援補助 府内企業が取り組む、蓄電池、燃料電池等エネルギー関連の材料・部材や製品の開発・実証実験等に要する経費を一部補助します。 ・府内で実施する実証実験補助 AI、IoTやエネルギー関連技術の実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助します。	7 9	・採択企業毎に1回以上/年のフォロー ・製品化1件以上/年	○		○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-19	中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業	継続	成長が期待されているスマートエネルギー分野で、技術力のある府内中小企業等におおさかスマエネイダストリーネットワーク(SIN)の入会を勧め、大手・中堅企業(おおさかスマートエネルギーパートナーズ(SEP)企業)との技術マッチングを推進するとともに、大手・中堅企業への技術提案力向上に向けた支援を強化することで、スマートエネルギー分野への参入促進及びビジネス拡大を図ること。	【オープンイノベーション促進のための技術マッチング】 ・スマートエネルギー関連の大手・中堅企業が「パートナー企業」として参画するプラットフォーム「大阪スマートエネルギーパートナーズ(SEP)」を運営しています。 ・スマートエネルギー分野に関する技術力を持つ中小企業等が加入する「おおさかスマエネイダストリーネットワーク(SIN)」を運営しています。 ・SIN会員などの中小企業からの技術シーズをパートナー企業につなげることにより、大手・中堅企業のオープンイノベーションを促進するとともに、中小企業の優れた技術シーズの事業化を加速させます。 【中小企業への技術提案支援】 ・スマートエネルギー分野への参入を目指すSIN会員などの中小企業を対象とした事業化支援セミナーを開催し、当該分野への参入を後押しします。	8	・商談件数 70件/年	○		○		
1-20	温暖化の防止等に関する条例に基づく電動車の普及促進	新規	自動車販売事業者(ディーラー)における電動車普及に係る取組を促進すること。	自動車販売事業者を対象として、計画書・実績報告書の届出を義務付け、電動車普及に係る取組等を可視化します。	3 7 9 11 13 17	・自動車販売事業者における電動車販売割合の把握	◎	◎	○	○	
1-21	官民協働の率先導入・普及啓発による電動車の普及促進	継続	電動車の普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。	「おおさか電動車普及戦略」の目標達成に向け、「おおさか電動車協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、率先導入や啓発活動等の取組を実施することにより、電動車の普及を促進します。また、庁内公用車においても、「ゼロエミッション車等導入指針」に基づき、電動車の率先導入に努めます。	3 7 9 11 13 17	・電動車展示会・試乗会の開催 5回 ・メールマガジン発行回数 12回 【参考】2020年度実績 ・電動車展示会・試乗会 3回(市町村との連携による開催分を含む) ・メールマガジン発行回数 11回	◎	◎	○	○	
1-22	乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業	新規	乗車による走行性能や実車での充放電機能等に関する体感・体験の機会を提供し、ゼロエミッション車(ZEV)の現状や最新情報を認識してもらうことで、ZEVの購入・利用を促進すること。	カーシェアを通じZEVの乗車体験機会を府民に提供します。また、自動車販売事業者(ディーラー)と連携して非常時にも役立つ給電機能等の体験キャンペーンを一斉に実施します。	3 7 9 11 13 17	・キャンペーン参加店舗数 100店舗	◎	◎	○	○	
1-23	万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業	新規	万博を契機に、公共交通機関であるバスのゼロエミッション化に集中的に取り組み、府域の脱炭素化を強力に推進すること	府域に営業所・事業所を有し、バス運行を実施している事業者、自動車リース事業者等に対して、EVバス、FCバスの導入費用の一部を補助します。	3 7 9 11 13 17	補助台数 26台	◎	◎	○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-24	充電インフラ拡充事業	新規	集客施設等に府民が利用できる充電設備の増設・拡充を図ること。	府域の集客施設等において、府民等が利用できる充電設備の設置に対して、導入費用の一部を補助します。	3 7 9 11 13 17	・補助台数 20台	◎	◎	○		
1-25	新たなモビリティサービスの導入促進	継続	AIオンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入促進により、効率的な移動の実現を図り、環境負荷の低減につなげること。	高齢化の進行により、移動も困難な高齢者が増加し、買い物や通院がおもうようにならないといった問題の解決等に向け、市町村や交通事業者、AI技術を有する民間企業等と連携し、効率的な移動に寄与するAIオンデマンド交通の導入等を促進していきます。	3 7 11	市町村と交通事業者が協力して取組むAIオンデマンド交通導入に向けた実証実験経費の支援により、モデルとなる導入スキームを創出し、府内各地への普及につなげていく。	○		○		
1-26	おおさか気候変動適応・普及強化事業	継続	府民・事業者の仲介役を担う府内市町村や関係団体等への情報提供等を通じて、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。	おおさか気候変動適応センターに集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、府民に身近な行政機関である市町村の職員に、地域の適応策を推進する手法を習得いただくための座学研修とワークショップを実施します。また、農業関係者向けに、屋外作業における暑熱ストレス軽減技術、将来予測を踏まえた府内農産物の適応策等について理解していただくためのセミナーを行います。さらに、子どもや高齢者等に接する教育・福祉関係者向けに日常生活習慣のなかで暑さから身を守る対策等の手法を習得いただくためのセミナーを実施します。	13	・座学研修の開催 1回 ・ワークショップの開催3回 ・啓発セミナーの開催4回	○			◎	
1-27	暑さ対策の推進	継続	暑さによる府民等への影響を軽減すること。	暑さから身を守る「涼む」「気づく」「備える」の3つの習慣を府民に普及し、環境省が提供している暑さ指数や熱中症警戒アラートの活用促進等、暑さによる人への影響を軽減する取組を実施します。	12 13 17	・おおさかクールオアシスプロジェクト参加予定4業種(金融機関、薬局、カーディーラー、携帯ショップ)	○			◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
II 資源循環型社会の構築											
2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画(以下「循環計画」という。)」に定めた3R(リデュース、リユース及びリサイクル)や適正処理等に係る目標を達成すること。(目標年度:2025年度)	府民、事業者、市町村、府が連携・協働し、3Rやプラスチックごみ対策、適正処理に取り組むとともに、焼却ごみのプラスチック混入率等の新たに設定した『進行管理指標』も活用して各主体の取組をさらに促進していきます。	3 4 6 8 9 11 12 13 14 17	<ul style="list-style-type: none"> 以下の目標の実現に向けた取組みを実施する。 ＜現行計画の推進(目標年度:2025年度)＞ (一般廃棄物) <ul style="list-style-type: none"> 排出量 276万トン 1人1日当たりの生活系ごみ排出量 400g/人・日 再生利用率 17.7% 最終処分量 31万トン 容器包装プラスチック排出量 21万トン 容器包装プラスチック再生利用率 50% プラスチック焼却量 36万トン プラスチック有効利用率 94% (産業廃棄物) <ul style="list-style-type: none"> 排出量 1,368万トン 再生利用率 33.2% 最終処分量 33万トン 	◎	○	○	○	
2-2	再生品普及促進事業	継続	資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。	府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したものあるいは国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造したものであって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定します。 2015年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。 「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しています。	4 8 9 12	<ul style="list-style-type: none"> 認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年1回(3月)認定を実施する。 【参考】2021年度末認定製品数 認定製品数 302製品(予定) うち、なにわエコ良品ネクストは102製品 	○	○	◎	◎	
2-3	容器包装リサイクルの推進	継続	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	第9期大阪府分別収集促進計画(2020～2024年度、2024年度目標:分別収集量:22万トン)に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握します。 また、容器包装廃棄物の3Rを推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府民や市町村へ提供するとともに、効果的な手法等は市町村間で情報共有を図ります。	8 11 12 13	<ul style="list-style-type: none"> 府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。 【参考】2020年度分別収集量(速報値):17万1千トン 	○	○	◎	◎	
2-4	産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進	継続	事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。 事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行います。	3 6 8 9 11 12 14	<ul style="list-style-type: none"> 処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 		◎			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
2-5	食品ロス削減対策の推進	一部新規	2020年度に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた事業者・府民の取組みを促進すること。	・流通の各段階及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会等を設置し、商慣習の見直しや食べ残しの持ち帰りなど、行動変容を促す食品ロス削減のための具体的な取組を展開します。 ・府民が自ら食品ロス削減について発信・啓発できる機会を創出するとともに、府域全体での食品ロス削減の機運醸成をはかるため、人材養成講座を開催します。 ・小売店舗をフィールドにした効果的な食品ロス削減策を検討し、モデル店舗において試行的な実証を行います。	2 4 8 9 12 13 17	・食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数 5回 ・セミナー等の実施回数 5回 ・セミナー等の参加者数 120人 ・おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度新規参加事業者数 5事業者	○	○	◎	◎	
2-6	おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業	継続	幅広い関係者が柔軟な検討と具体的な取組を進め、成果を広く共有するプラットフォームを運営するとともに、マイボトルの普及拡大のための啓発等を実施することにより、プラスチックごみ問題に対する府民の環境意識の向上、環境配慮行動の促進をめざすこと。	(1)おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの運営 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者団体、NPO、市町村など幅広い関係者によるプラットフォームとその分科会において、テーマごとに具体的な対策の検討、実証事業の実施、効果検証等を行うとともに、効果的な取組みを広く共有・発信します。 (2)マイボトルの普及拡大・啓発 府、事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」の会議を開催し、マイボトルの利用啓発、給水スポットの普及、効果的な情報発信の取組みについて意見交換を行うとともに、具体的な取組みを推進することで、マイボトル利用の機運を醸成します。	8 9 11 12 13 14 17	(1)おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム全体会合 開催回数:2回 分科会 開催回数:6回(2分科会×3回) (2)おおさかマイボトルパートナーズ会議:3回	◎	◎	◎	◎	
2-7	使い捨てプラスチックごみ対策推進事業	一部新規	2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画」のプラスチック削減目標を達成するため、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックの使用を削減すること。	・プラスチックごみ削減の一層の機運醸成を図り、府民の行動変容を促すため、マイ容器等の利用可能な店舗を検索できるウェブサイト「Osakaほかさんマップ(2021年10月開設)」を運用するとともに、府民のマイ容器体験をSNSで投稿してもらうキャンペーンを行います。 ・プラスチックごみ問題や日常生活における取組みにについて理解を深める府民向けハンドブックや、子どもがゲーム感覚で楽しく学べる啓発資料を作成し、市町村と連携しながら、環境イベントやホームページ等を通じて府民啓発を行います。	12 13 14 17	・Osakaほかさんマップの運用・機能追加 ・啓発資料の作成(ハンドブック、カードゲーム) ・イベント等における啓発の実施	○	○	◎	◎	
2-8	PCB廃棄物適正処理の推進	継続	PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内2026年度末までの完全処分をめざすこと。	・改正PCB特別措置法(2016年8月1日施行)により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。 ・府保有(集約保管分)の小型コンデンサー等については、確実に処理を行います。	3 6 11 12	・府内におけるPCB廃棄物(JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理目標率 2022年度末:100% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合 ・府保有(集約保管分)の低濃度廃棄物等の処理 0.1トン		◎			
2-9	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。	・排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図ります。 ・産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図ります。 ・有害使用済機器(廃棄物を除く、使用済の電気電子機器)については、届出や保管・処分の基準遵守を指導していきます。	3 4 6 9 11 12 14	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・排出事業者への説明会の開催 3回程度 ・不適正処理防止推進強化月間 6月・11月		◎			
2-10	廃棄物最終処分場の適正管理等	継続	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図ります。また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。	3 11 12 14	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 40回 ・堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 12回 1.815検体 護岸現況調査及び維持補修計画策定 6.4km 老朽化対策工事(排水路) 250m				○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築											
3-1	生物多様性保全のための普及啓発推進	継続	生物多様性の意義や重要性の理解促進を図るため、生物多様性に関わる施設等との連携のもと、普及啓発を進めること。	生物と人との関わりや、生物多様性の重要性について、生物多様性関連施設とのネットワークなどを活用して、府民理解の促進に向けた生物多様性の普及啓発を進めるとともに、ボランティアなどの人材育成を進めます。また、国、市町村、関係機関とも連携し、特定外来生物連絡協議会などの場を活用し、特定外来生物の防除等に関する情報共有や研修会などを行い効果的な対策を進めます。	4 6 11 14 15 17	<ul style="list-style-type: none"> ・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1回 ・多奈川ピオトープでの保全活動への参加人数 約300人 ・特定外来生物連絡協議会 1回 ・クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会 1回 	○				◎
3-2	日本万国博覧会記念公園事業(市民参画型事業)	継続	万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。	NPO団体等との、協働により、竹林や花壇、森林の整備を行うと共に、自然ガイドといった情報発信を行います。(2018年10月から、指定管理者に事業引き継ぎ済。)	4 15 17	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha 	○				○
3-3	共生の森づくり活動の推進	継続	堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。	堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な「みどりの拠点」を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施します。	6 11 14 15 17	<ul style="list-style-type: none"> ・共生の森づくり活動への参加人数 約500人 ・企業や府民による植栽面積 約0.2ha 	○				◎
3-4	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業	継続	淀川に生息する天然記念物で種の保存法選定種の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性保全の重要性についての理解を深めること。	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターにおいて、センター内で生息域外保存しているイタセンバラを、2009年度から国土交通省・淀川河川事務所と共同で淀川に放流し、野生復帰を試みました。過去8年間の調査では、放流した成魚が繁殖し、野生での定着が確認されています。2022年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生態や駆除及び魚病に関する調査研究等を行うとともに、「淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動を支援しました。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催やイタセンバラの生体展示等を実施し、生物多様性保全の重要性について普及啓発を図ります。	6 14 15 17	<ul style="list-style-type: none"> ・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、100人) 	○				◎

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築											
4-1	大気汚染防止のための事業所規制	継続	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙(NOx、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ改善指導を行います。また、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設の稼働状況や排ガス測定結果の立入検査を行うとともに、事業者の点検結果等の報告を求め適正な指導を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガス等の測定を実施します。	3 9 11	・法、条例対象施設の事前届出に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。 ・規制基準の適合状況確認のため、苦情の有無や排ガス量の規模等に応じて事業所に立入検査を行い、現場確認及び指導等を実施する。 ・行政による排ガス等の測定を実施する。	○	◎	○	○	
4-2	自動車NOx・PM総量削減対策の推進	継続	窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進し、対策地域全体で二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成・維持すること。	関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策のほか、エコドライブの推進や電動車の普及促進等の諸施策を総合的に推進します。併せて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などをもとに、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握します。また、グリーン購入法や大阪府グリーン配送実施要綱に基づき、物品納入業者に対するグリーン配送の指導を行います。	3 9 11	・NO2、SPMIに係る大気環境基準の全局達成・維持 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】 ・NO2、SPMIに係る大気環境基準 全局達成(2020年度) ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:8,600トン、PM:450トン(2020年度)	○	◎	○	○	
4-3	微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と的確な注意喚起の実施	継続	PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定局を整備して連続測定を行い、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。	府管理の測定局25局で自動測定機による連続測定を行い、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握します。また、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信します。さらに、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、効果的な削減対策を進めるため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析等について調査研究を行います。	3 9 11	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理 一般局:18局、自排局:5局、うち成分分析:2局)	○		◎		
4-4	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減します。また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行います。	3 11	・VOCの排出抑制		◎		◎	
4-5	府有施設吹付アスベスト対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付アスベストについて除去対策工事等を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施します。	3 11 12	・アスベスト除去対策工事等の実施 8施設 ・空気環境測定の実施 264箇所	○	◎	○		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
4-6	アスベスト飛散防止対策等の推進	継続	府民の健康を守るため、建築物等の解体・改修・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を実施するとともに、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等の立入検査を行います。 また、2021年4月以降実施された規制対象の拡大等の規制強化について、事業者等への周知や立入検査の実施により規制遵守の徹底を図ります。 「アスベスト飛散防止推進月間」と位置付けている6月に解体現場の府域一斉パトロールを実施するほか、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーや関係団体・市町村と「大阪府「みんなで防止！！石綿飛散」推進会議」を開催し、徹底した石綿飛散防止対策の周知の取組みの共有を行います。 また、災害時の石綿飛散防止に係る措置について府民等への周知を行います。	3 11 12	・解体現場等の立入検査 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定（分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。） ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催	○	◎	○		
4-7	騒音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけます。 また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行います。	9 11	・自動車騒音モニタリング調査の実施 10町村域（自動車騒音に係る環境基準の達成率：94.6%（2019年度）） ・航空機騒音調査の実施（大阪国際空港周辺：通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺：短期2地点） ・市町村研修会の開催 2回		◎	◎		
4-8	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装（排水性舗装）を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間（騒音対策区間）において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装（排水性舗装）を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善します。	11	・予定路線：国道309号、大阪中央環状線 等		○			
4-9	悪臭防止規制指導に関する市町村支援	継続	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握します。 そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得、臭気指数規制の導入を支援します。	3 11	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回		◎	○		
4-10	水質汚濁防止の事業所規制	継続	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行います。 また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行います。	3 6 9 11 14	・排水基準が適用される事業所に、立入・採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所に、立入検査を実施	○	◎	○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
4-11	生活排水対策の推進	継続	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の約8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等へ技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進します。また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図ります。	3 6 11 14	・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施	○	○	○	○	
4-12	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	6	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	○	◎		○	
4-13	総量削減計画の進行管理	継続	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第8次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握します。あわせて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行い、国が定める第9次総量削減基本方針に基づき、第9次計画の策定に向けた検討を進めます。	6 14	・2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。	○	◎		◎	
4-14	豊かな大阪湾の創出に向けた取組みの推進	継続	大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。	「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組みを推進するとともに、国の基本計画の変更等を踏まえ、計画の見直しに向けた検討を進めます。また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発します。さらに、大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進します。	6 12 14 17	・湾奥部に設置している環境改善モデル設備のモニタリング ・鉄道会社や「アスマイル」との連携による大阪湾魅力スポットを巡るウォーキングイベントの開催 3回 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回	○	◎		◎	
4-15	おおさか海ごみゼロプランの推進	継続	「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざし、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を2030年度に2021年度比で半減させる目標を達成すること。(目標年度:2030年度)	ごみの発生原因を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進します。	3 6 11 14 17	・大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計方法の確立 ・河川流域の自治体等で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・楽しみながら参加したくなる美化活動の展開(「ごみ拾いながら運動」の活用等) ・大阪湾の海ごみの回収の推進(「海岸漂着物等対策事業」参照)	○	◎		◎	
4-16	海岸漂着物等対策事業	継続	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。	漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに大阪府内における河川ごみ等の実態把握を目的として、港湾管理者や河川管理者等が回収するごみの組成調査を実施します。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助します。	12 14 17	・港湾管理者が回収する漂流ごみ等の組成調査 9カ所 ・市町村等の海岸漂着物等対策への補助 5団体	○	◎		◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
4-17	大阪湾漁場環境整備事業	継続	水産生物の産卵や幼稚仔魚の育成、ブルーカーボンの蓄積の場として重要な藻場を創造・保全し、海域環境の改善を図ること。	「大阪府海域ブルーカーボン生態系ビジョン～藻場の創造・保全による豊かな魚庭(なにわ)の海へ～」(2022年策定)に基づき、泉佐野市以南の大阪府南部海域において、海底に着底基質を設置し、ハード・ソフトが一体となった取組みにより藻場の創造・保全、魚介類の生育環境の向上を図ります。	6 13 14 17	・岬町沖の3地区において、着底基質(ブロック)の設置にかかる実施設計、深淺測量を実施	○				◎
4-18	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪府の下水道普及率は96%を超えており、水みらいセンター(下水処理場)や流域下水道幹線などの基幹施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図ります。また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進します。	3 6 12 14	・下水道普及率の向上 【参考】2020年度末現在 下水道普及率 96.8% ・施設整備内容 合流式下水道の改善 3箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 39箇所 (うち、水みらいセンター11箇所、ポンプ場28箇所)		◎			○
4-19	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行います。また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めていきます。	3 6 9 11 12	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。		◎	○	◎	
4-20	大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	継続	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書の届出を求めています。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう立入検査等により指導を行います。また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供していきます。	3 6 11 12	・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導		○		◎	
4-21	大阪エコ農業の推進	継続	農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性の調和と農業経営面(採算性)に留意した大阪エコ農業を推進すること。	化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しています。2018年度からは「農薬・化学肥料(テツソ)不使用」の認証区分を追加しました。また、このような栽培をした上で、さらに地球温暖化や生物多様性に効果の高い取組みをする農業生産活動に対し支援を実施しました。また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行います。 (地球温暖化や生物多様性に効果の高い取組みの例) ・炭素貯留効果の高い堆肥の使用:カバークロップの作付け(水稲を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする)等 ・化学合成農薬や化学肥料を全く使わない有機農業:生物農薬の使用等 ・農薬使用量の低減:捕食性カブリダニ類や飛ばないテントウムシなどの天敵活用等	2 3 12 17	・大阪エコ農業推進委員会の運営 ・エコ農業に役立つ生産技術の開発			○		○

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
4-22	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進を図ります。	3 4 6 11 12	・化学物質対策に関するセミナーの開催		○		◎	
4-23	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行います。また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行います。	3 6	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導		◎		○	○
4-24	地盤沈下対策に係る規制指導	継続	地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うこと。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施します。また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計14箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行います。	11	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測 14箇所		◎		○	
4-25	大気汚染常時監視	継続	府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染測定局を整備するとともに国設測定局の維持管理を受託し、大気汚染状況を連続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表します。また、光化学スモッグ注意報等の発令、周知を行います。微小粒子状物質(PM2.5)について、常時監視及び成分分析を行い、環境の現状を把握します(成分分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。長期間の暴露により健康被害が懸念される有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査を実施します(分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を経年的に監視します。	3 11	・大気汚染常時監視27局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質監視25局(国設局2局を含む)、成分分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング6地点 ・石綿環境モニタリング4地点	○			◎	○
4-26	公共用水域常時監視	継続	公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。	河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表します。地下水質の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)を行い、環境基準の適否を評価、公表します。環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行います。	3 6 11 14	・河川(水質57地点、底質11地点) ・海域(水質15地点、底質5地点) ・地下水質(概況調査20地点、継続監視調査 40地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	○			◎	○
4-27	ダイオキシン類常時監視	継続	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握します。	3 6 11 14	・大気7地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質5地点、地下水質6地点、土壌6地点 【参考】2020年度実績 ・大気10地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	○			◎	○
4-28	公害審査会	継続	公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府域の紛争解決に取り組むこと。	公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請に対応して、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めます。また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行います。	3 6 11	・公害紛争処理法に基づく申請に対応して、中立公正な立場から紛争の解決を図る。		◎			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進											
5-1	環境情報の発信	継続	ホームページやメールマガジンを通して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動を促進すること。	大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しています。最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について、ホームページ上に速やかに公表するなど積極的に発信することで、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動を促進を図ります。	4 12 13 14 17	・メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 12件	○			○	
5-2	環境教育等の推進	継続	府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。	学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。	4 6 7 11 12 13 14 15 17	・府庁の各部署で取り組む環境教育出前講座等事業数 30事業	○	◎		○	
5-3	府民協働推進事業	継続	地方公共団体、事業者、府民及び民間団体の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進すること	大阪府環境基本条例により設置している「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営し、会員相互の意見交換の促進するとともに、府民会議のネットワークを活用し、府民、団体、事業者等各主体の協働により、低炭素社会、海洋プラスチックごみ問題等の環境の課題に対応した持続可能な社会の実現を図るため、様々な主体の連携・協働による各種事業を実施します。 ・おおさか環境デジタルポスターメディアコンテスト ・こども環境交流サミット ・学生エコチャレンジミーティング ・環境交流促進事業	4 6 7 11 12 13 14 15 17	・おおさか環境デジタルメディアコンテストの開催 ・こども環境交流サミット開催 1回 ・学生エコチャレンジミーティング開催 1回 ・環境交流促進事業 交流イベント開催 1回 ・ゼロカーボン・ダイアログ開催 6回	○	◎		○	
5-4	環境データ「見る」「知る」「活かす」事業	継続	環境データ等を用いた学生主導の取組拠点の構築を図り、府の環境への理解促進、危機意識の向上等につなげること。	2021年度事業から得られた「環境データを見る視点」をベースに、2022年度以降の取組みや方向性をイベントを通じて検討し、継続的な取組拠点の構築を図ります。	2,3 4,6 7,8 9,11 12,13 14,15 17	取組拠点の構築に向けたイベント実施 3回	○			◎	
5-5	笑顔OSAKAの推進	継続	府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働により笑顔あふれる大阪を実現すること。	公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティーの活性化、地域への愛着を創出します。	17	・アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者を2020年度と同等程度にする。 【参考】2020年度実績 ・参加団体、参加者：641団体、約55,000人	○			○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係					
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上				
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化	
5-6	農業・農空間に関する活動への府民の参加促進	継続	農業の担い手が減少する中、企業や学生等の幅広い府民参加により、農業・農空間の持つ多様な機能の発揮促進を図ること。	府民が気軽に農空間での活動に参加できるよう、企業や学生、農空間保全団体等の多様な主体が参画する「おおさか農空間づくりプラットフォーム」を運営し、農空間の魅力や活動等に関する情報の発信、府民と地域のマッチングを支援します。	4 7 17	・「おおさか農空間づくりプラットフォーム」の運営の強化 ・公式Facebook・Instagramの運営及び外部媒体との連携 ・府民に農業・農空間に触れ合う機会を提供する取組への支援及び後援					○	
5-7	「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進	継続	都市魅力の向上につなげる都市緑化を一層前に進めていくため、部局連携による取組みを進め、民間主体の面的・線的なみどりのまちづくりの促進等により、みどり豊かな魅力あふれる大阪の実現を図ること。	民間事業者や地域住民が取り組む、緑陰や府民が憩える緑化空間の整備を促進します。施策の実施にあたっては、市町村との連携や民間寄附の活用を図りながら、取り組まれます。	11 13 14 17	・みどりづくり推進事業(活動助成) 6件 ・地域緑化推進事業 2,500本配付 ・緑化活動支援事業 4地区 ・みどりの空間づくり事業 1箇所 ・マイツリー事業 50本植栽				○	◎	
5-8	アドプトフォレスト制度による企業の森づくり	継続	企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。	大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の中で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びます。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行います。府は、協定を結ぶ際の調印式の実施や、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式等により、事業者等の新規参画や意欲向上を図ります。	15 17	・協定を結ぶ際の調印式、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式の実施	○				○	○
5-9	森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備・木材利用に対する技術的支援等	一部新規	国の森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備及び木材利用が円滑かつ確実に実施できるよう、府が市町村を支援等を行うこと。	市町村に対し、森林整備に関する技術的支援や、木材利用を実施するために必要な情報提供、助言・指導を行います。森林整備に関する技術的支援においては、森林クラウドシステムを構築し、森林情報の一元化と市町村等の関係者間での情報共有体制を構築します。また、木材利用への支援に関しては、府内産木材(国産木材の一部利用も可)を活用して府有施設の内装木質化を実施することにより、市町村が事業検討・実施時に参考となるモデル事例を示すとともに、大阪公立大学森之宮キャンパスにおいて、木材利用促進のシンボル施設とすべく正面エントランスの木質化に向けて支援を行います。	12 13 15	森林環境譲与税で森林整備を実施した市町村数 森林環境譲与税で木材利用を実施した市町村数	○	◎		○	◎	
5-10	都市緑化を活用した猛暑対策事業	継続	多くの人が屋外で暑くても待たざるを得ないバス停等のある駅前広場などにおいて、暑熱環境の改善を図ること。	市町村や鉄軌道・バス事業者などが行う植樹等による緑化及び微細ミスト発生器などの暑熱環境改善設備の設置に対して助成します。	11 13 15	市町村や鉄軌道・バス事業者などに対する補助	○	○		◎	◎	
5-11	建築物におけるヒートアイランド対策の促進	継続	優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進すること。	府内の大規模な建築物(延べ面積2,000㎡以上)の新築等にあたり特に優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を対象として、2019年度より「おおさかストップ温暖化賞(2021年度に「おおさか気候変動対策賞」に名称変更)」に創設した特別賞(愛称:「涼」デザイン建築賞)を公募により実施します。	7 9 11 13 14	・おおさか気候変動対策賞特別賞の実施	○	○		○	○	
5-12	府道緑化事業	継続	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、適切に維持管理を行い、安全安心で魅力的な道路環境整備を推進すること。	倒木にくい樹種への更新や樹木が健全に生育できる基盤づくりを行うことにより、地域に親しまれる緑陰づくり、安全安心で魅力的な街路樹空間の形成を行います。また、定期的な点検を行うことで、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図ります。	11 13 15	・街路樹の更新・補植 高木:373本 低木:9,621本		○			○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	取組指標	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
5-13	美しい景観づくり推進事業	継続	「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導の実施や、景観資源の発掘及び情報発信等を通じて、良好な景観形成を図ること。	「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施し、良好な景観形成を図ります。 また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通じて、府民等の景観に対する関心づくりに取り組み、良好な景観形成につなげます。	11	・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回 ・「大阪都市景観建築賞」の実施					◎
5-14	ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト	継続	世界に誇れる大阪の魅力ある景観、きらりと光る個性豊かで多彩な大阪の景観を美しく眺めることのできる場所(ビュースポット)を一般からの募集により発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信していくことで、府民・事業者・来訪者の景観に対する関心を高め、府域全体の良好な景観形成を推進すること。	一般からの募集により、ビュースポットを発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信するとともに、選定したビュースポットを活用した周遊促進事業を継続的に実施し、スポットに立ち寄り、景観を楽しんでいただける取組みにより、府民の景観への関心を高め、良好な景観形成につなげます。	11	・「第3回 ビュースポットおおさか」の実施 ・周遊促進事業の実施					◎
5-15	指定文化財等の保全・活用と次世代への継承	継続	府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心を育むこと。	府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じます。 また永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行います。	11	・文化財指定、登録の推進 ・文化財保存修理等の補助	○				◎
5-16	環境影響評価制度	継続	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。	学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営します。また、環境影響評価法等の対象事業について、環境影響評価図書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じるよう求めます。	3 6 8 9 11 12 14 15	・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導	○	◎	○	○	○
5-17	関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全)	継続	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。	地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西をめざすため、「再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進」、「自然共生型社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「環境人材育成の推進」の取組みを実施します。	4 6 7 8 11 12 13 14 15 17	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進める。 (低炭素社会づくりの推進) ・住民・事業者啓発 ・次世代自動車普及啓発 ・再生可能エネルギーの導入促進 (自然共生型社会づくりの推進) ・関西の活かしたい自然エリアを活用した生物多様性の保全の推進 ・関西地域カワウ広域管理計画の推進 ・広域連携による鳥獣被害対策の推進 (循環型社会づくりの推進) ・3R等の統一取組(マイボトル運動等)の展開 (持続可能な社会を担う人育ての推進) ・人材育成施策の広域展開	○	○	◎	◎	○
5-18	関西広域連合におけるプラスチック対策の推進(プラスチック対策検討会)	継続	プラスチック対策((プラスチック代替品の開発支援・普及促進、プラスチックごみ散乱・流出抑制等)について関西広域での取組みを進め、地域創生につなげること。	「プラスチックごみ対策の先進地域・関西」の確立をめざすべく将来像として、プラスチック代替品の普及可能性に係る関係情報収集やプラスチックごみ散乱状況の把握手法に関する調査を行うとともに、情報共有を行うプラットフォームの取組みを実施します。	4 8 9 11 12 14 17	以下の取組みを進める。 ・プラスチック代替品普及可能性調査 ・プラスチックごみ散乱状況把握手法等調査 ・プラスチック対策プラットフォームの開催(3回)	◎	○	◎	○	○